

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業交付金

内容	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う自粛等により、消費活動が停滞し、特に大きな影響を受けた小規模事業者に対して固定経費にかかる負担の一部を支援します。
対象	感染症拡大防止対策により著しく売上が減少した小規模事業者で次のいずれかに該当する方 ① 飲食店 ② 宿泊業 ③ 理髪店および美容院ならびに北海道の緊急事態措置に伴う休業要請の対象となる施設で令和2年2月～令和2年5月のいずれかの月の売上等が前年の同月と比べて30%以上減少している者
支給額	店舗等の床面積に交付基準単価2,500円/㎡を乗じて額を算出する。ただし、30万円に満たないものは、30万円とし、上限額は50万円とする。
必要なもの	① 営業店舗部分の面積を確認できる書類 ア 建物権利書 エ 固定資産評価証明 イ 登記事項証明書 オ 建物図面・建物賃貸契約書等のいずれか1つ ② 令和元年2月～5月と令和2年2月～5月の各月の売上が確認できるもの（対象者項目が③の場合） ③ 助成金を振込する通帳（本人口座）の写し ④ 印鑑（法人は会社印、個人は認印）